五の二　法第十五条第一項及び第二項の認可であつて次に掲げるもの イ　年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額（軌道事業を兼営する鉄道事業者にあつては、軌道事業による年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額を加算した額）百億円を基準として国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの ロ・ハ　（略） 六～十六　（略） 2　（略）	五の二　法第十五条第一項及び第二項の認可であつて次に掲げるもの イ　年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額（軌道事業を兼営する鉄道事業者にあつては、軌道事業による年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額を加算した額）三十億円を基準として国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの ロ・ハ　（略） 六～十六　（略） 2　（略）

（軌道法施行規則の一部改正）

第二条　軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十三条ノ二　軌道法第十一条第一項ノ規定ニ依ル旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金ノ中左ニ掲グルモノノ認可並同条第二項ノ規定ニ依ル届出ノ受理ハ所管地方運輸局長ニ委任ス 一　年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ収入額又ハ収入予想額（鉄道事業ヲ兼営スル軌道経営者ニ在リテハ鉄道事業ニ依ル年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ収入額又ハ収入予想額ヲ加算シタル金額）百億円ヲ基準トシテ国土交通大臣ガ告示デ定ムル事業者ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金 二・三　（略） ②・③　（略）	**第二十三条ノ二**　軌道法第十一条第一項ノ規定ニ依ル旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金ノ中左ニ掲グルモノノ認可並同条第二項ノ規定ニ依ル届出ノ受理ハ所管地方運輸局長ニ委任ス 一　年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ収入額又ハ収入予想額（鉄道事業ヲ兼営スル軌道経営者ニ在リテハ鉄道事業ニ依ル年間ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金ノ収入額又ハ収入予想額ヲ加算シタル金額）三十億円ヲ基準トシテ国土交通大臣ガ告示デ定ムル事業者ノ旅客運賃及旅客運輸ニ関スル料金 二・三　（略） ②・③　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第五号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第五十四号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イ、第百八条の四第一項、第百八条の十二、第百八条の三十一第八項、第百八条の三十二の二第一項及び第百八条の三十二の三第一項第一号、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の五の三第一項第一号ハ及び第三十九条の五第一項第三号並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

国家公安委員会委員長　谷　公一

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定の申請） **第二条**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一～八　略］ 九　特定講習に使用する自動車又は一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）（以下「自動車等」という。）の種類及び数を記載した書面 ［十・十一　略］ （運転習熟指導員） **第七条**　法第百八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 一　［略］ 二　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める運転免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。 ［イ～ハ　略］	（指定の申請） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一～八　同上］ 九　特定講習に使用する自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の種類及び数を記載した書面 ［十・十一　同上］ （運転習熟指導員） **第七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ハ　同上］